

住まいる アシスト

1

平成26年9月22日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保証「住まいる アシスト」
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上満65歳未満で、最終返済時満80歳未満の方 (一般団体信用生命保険加入の場合) ・給与所得者の勤続年数は2年以上(法人役員等は3年以上)の方 ・個人事業者の営業年数は原則3年以上の方 ・100万円以上の安定した収入が継続して得られる見込のある方 ・団体信用生命保険に加入できる方(保険料は当金庫が負担します) ・全国保証(株)の保証が受けられる方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・自己居住用住宅のリフォーム(修改善・改築)資金 ・住宅ローンの借換資金(土地のみの借換資金は対象外) ・住宅ローンに関わる諸費用(保証料、事務手数料、登記費用、火災保険料) 諸費用は、単独申込み不可です
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・最高1,000万円以内(100万円以上、1万円単位) リフォーム資金・諸費用の合計は500万円を上限とします 借換資金・諸費用の合計は1,000万円を上限とします 詳しくは窓口または渉外担当者におたずね下さい
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上最長20年以内(月単位) 但し、主たる借入金との2本立て(併用)で申込みの場合は、主たる借入金と同じ期間までご利用可能です
6. ご融資利率のしくみと返済額	<ul style="list-style-type: none"> ・「全期間変動金利型」となります ・変動金利は年2回、4月1日と10月1日に当金庫の住宅ローン基準金利を基準として適用利率を変更いたします 但し利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。返済額の見直しは5年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、期日までにお申し出いただければ期限の延長のご相談に応じさせていただきます
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済です ・ボーナス併用返済は、ご融資額の50%まで可能です
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地、建物への抵当権の設定は不要です (借換の場合は、対象物件に設定されている抵当権等の権利関係は全て抹消していただきます) ・所得合算者は連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます ・全国保証(株)の保証付といたします
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・返済方法の変更をする場合は変更手数料として5,400円(消費税込)をいただきます ・全部または一部繰上返済の場合は手数料は無料です ・事務手数料1件につき、54,000円(消費税込)をいただきます 但し、全国保証保証付の他の住宅ローン(有担保商品)との併用時の場合、本件事務手数料は、10,800円(消費税込)となります ・保証料例 (2nd stageで保証金額100万円、保証期間20年の場合) 超過保証料 71,059円 無担保のため全て超過保証料となります

平成26年9月22日現在

<p>10. ご用意いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得を証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 《給与所得者の場合》 (各々前年分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票 ・ 公的機関発行の所得証明書(住民税決定通知書等) 《法人役員の場合》 (各々過去3年分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票 ・ 税務署受付印のある法人決算書 ・ 公的機関発行の所得証明書(住民税決定通知書等) 確定申告有の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署受付印のある確定申告書(青色申告決算書、貸借対照表、減価償却明細を含む) ・ 納税証明書のその1・その2 《自営業者の場合》 (各々過去3年分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署受付印のある確定申告書(青色申告決算書、貸借対照表、減価償却明細を含む) ・ 納税証明書のその1・その2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票抄本、売買契約書、工事請負契約書、重要事項説明書、公図、実測図または地積測量図、間取り図、配置図(建築図面)、写真(リフォームは工事箇所全て)、登記簿謄本、建築確認通知書または検査済証など。 ： 借換の場合返済予定表、返済口座通帳 その他必要に応じてご準備いただく場合もあります
<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-971-951)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム資金については業者様へ振込みしていただきます。 ・ 購入代金とリフォーム工事代金の支払いにおいて時間差が生じる場合は3ヶ月以内に支払いが完了することを条件とさせていただきます。 ・ 三大疾病保障付団信の取扱いも行っております(但し、融資金利率は0.3%上乗せさせていただきます、加入申込時および融資実行時の年齢が満20歳以上満50歳未満かつ満75歳となる誕生日の前月末までに完済される方) ・ お申し込みの際は、事前に審査をさせていただきます。その結果ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい ・ 現在の詳しい住宅ローンの審査条件やご融資利率および金利引下げ制度、または返済の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせ下さい